

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 4 号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） （1）所属 大阪広域水道企業団水道企業 条例（平成23年大阪広域水道企業団条 令第 2 号。以下「企業条例」という。） 第 4 条に規定する部（大阪広域水道企 業団処務規程（平成23年大阪広域水道 企業団管理規程第 4 号）第 2 条第 1 項 に規定する出先機関（以下「出先機関」 という。）を除く。）及び出先機関を いう。 （帳簿） 第 5 条 事業管理部長は、<u>次</u>に定める帳簿 を備え、必要な事項を記録整理しなけ ればならない。 （1）<u>建設仮勘定留置資産内訳表</u> （2）（略） 2 （略） （行政財産の用途廃止） 第 18 条 行政財産は、<u>次</u>のいずれかに該当 するときは、その用途を廃止すること ができる。 （1）—（3）（略） 2 （略） （異動報告） 第 19 条 所属長は、所管の固定資産が<u>次</u>に 該当するときは、遅滞なく固定資産管 理主任をして固定資産異動報告書を作成 させ、事業管理部長に送付しなければ ならない。 （1）—（4）（略） 2 （略） （使用許可の範囲） 第 20 条 行政財産は、<u>次</u>のいずれかに該当 する場合は、法第238条の 4 第 7 項の規定	（定義） 第 2 条 （略） （1）所属 大阪広域水道企業団水道企業 条例（平成23年大阪広域水道企業団条 令第 2 号。以下「企業条例」という。） 第 4 条に規定する部（大阪広域水道企 業団処務規程（平成23年大阪広域水道 企業団管理規程第 4 号）第 2 条第 1 号 に規定する出先機関（以下「出先機関」 という。）を除く。）及び出先機関を いう。 （帳簿） 第 5 条 事業管理部長は、<u>次の各号</u>に定め る帳簿を備え、必要な事項を記録整理 しなければならない。 （1）<u>建設仮勘定内訳簿</u> （2）（略） 2 （略） （行政財産の用途廃止） 第 18 条 行政財産は、<u>次の各号</u>のいずれか に該当するときは、その用途を廃止す ることができる。 （1）—（3）（略） 2 （略） （異動報告） 第 19 条 所属長は、所管の固定資産が<u>次の 各号</u>に該当するときは、遅滞なく固 定資産管理主任をして固定資産異動報告 書を作成させ、事業管理部長に送付しな ければならない。 （1）—（4）（略） 2 （略） （使用許可の範囲） 第 20 条 行政財産は、<u>次の各号</u>のいずれか に該当する場合は、法第238条の 4 第 7 項

により、その使用を許可することができる。 (1)―(6) (略) 第27条 建物及び使用期間が1月に満たない土地の使用その他の企業長が定める行政財産の使用に係る使用料は、前2条の使用料の額(第31条の規定により減額し、又は免除する場合にあっては、当該減額し、又は免除した後の額)に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 (無償譲渡又は減額譲渡) 第48条 普通財産は、<u>次のいずれかに該当する場合に無償譲渡又は減額譲渡及び交換することができる。</u> (1)・(2) (略) (除却) 第49条 1―3 (略) 4 事業管理部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。 5―8 (略)	の規定により、その使用を許可することができる。 (1)―(6) (略) 第27条 建物及び使用期間が1月に満たない土地の使用その他の企業長が定める行政財産の使用に係る使用料は、前2条の使用料の額(第31条の規定により減額し、又は免除する場合にあっては、当該減額し、又は免除した後の額)に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。 (無償譲渡又は減額譲渡) 第48条 普通財産は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に無償譲渡又は減額譲渡及び交換することができる。</u> (1)・(2) (略) (除却) 第49条 1―3 (略) 4 事業管理部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。<u>ただし、会計規程第103条の規定を適用する固定資産の固定資産除却費は、更に企業長が別に定める方法で算出した資本剰余金取崩し額を減じた額とする。</u> 5―8 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪広域水道企業団固定資産管理規程第27条の規定は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料であって、施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日以後の使用に係る使用料であっても、施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。